

## 第 2 1 1 回内水面漁場管理委員会

1 日 時 平成 2 4 年 1 1 月 1 9 日 ( 月 ) 午後 2 時から

2 場 所 長野県職員センター 2 階会議室

3 出席者

○漁場管理委員 1 2 名

漁業者代表：三枝守、近藤政雄、古川薫美、藤森寛治、宮島幹夫

採捕者代表：名取清、小澤哲、田中経人

学識経験者：沖野外輝夫、桐生透、竹原文子、片野修

○事務局

北原書記長他 3 名

4 会議事項

(1) 漁業権免許切替事務について

(2) 野尻湖からの逸出魚の状況調査について

(3) その他

会長挨拶 議事に入る。

沖野会長 最初に、議事録署名委員の指名をさせていただきます。今日は三枝委員、名取委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。それでは続いて(2)の「漁業権免許の切替事務について」ですが、免許事務の進捗状況の報告とそれから協議事項があります。先ずは報告事項から事務局お願いします。

事務局 (資料 1 により漁業権免許切替事務のスケジュール、水産庁通知の概要、資料 2 により漁協等の意向調査及び基点調査の結果を説明)

沖野会長 今の報告について、ご質問、ご意見があれば、はい、どうぞ。

近藤委員 2 つほどあるんですが、お金を出さないと増殖事業にはならないんでしょうか。その反面で自然繁殖しているところは守りなさいということですが、それ(自然繁殖)は増殖事業に当たらないということなんで、少し変なんです。指導が矛盾していると思うんですが、どういうふうに整合性を考えているんですか。

沖野会長 事務局の方でお答えいただけますか。

事務局 自然繁殖を進めるには、産卵床の造成とか、放流だけでなく、お金をかけなく

ても、人力で、人を使うということはお金をかけるということになるかもしれませんが、そういった人為的手段により増殖が図られるようにする措置を増殖とするということですか。

沖野会長 はい、どうぞ。

近藤委員 まるで、説明になっていないですね。人工産卵床を造るにも人手がかかるんですね。人手がかかるということは、お金がかかるんですね。そうしないと増殖ではないと言っていて、一方で在来種の繁殖を保護しなさい。在来種の繁殖保護をするのであれば、漁協としては禁漁区の設定をしていますが、源流域での自然繁殖区域、これは増殖事業ではない。源流域までお金を出して種苗を買ってきて放流したり、人工産卵床の造成といったことをしなくては、増殖事業ではないと言っているんですかと、聞いているんです。お金を払わなくたって、自然繁殖区域というのは大事なんですよ。そこに、ひょっとして別の種かもしれない種苗を放せてということですか。指導そのものに矛盾があるんですが、それをどう考えるかということですか。

沖野会長 事務局よろしいですか。

事務局 資料の在来種の繁殖のところを読みますと、なんでもかんでも漁協が増殖行為を行うのではなくて、「遺伝的多様性を維持した増殖を推進するとの観点から、在来種の繁殖保護に留意すること。」と地域の状況をよく判断してやりなさいと言っていると思います。

沖野会長 基本的な解釈に関わることなんで、水産庁に問い合わせしてはどうですか。

事務局 増殖という言葉が出てきますが、(資料)4ページの増殖は漁業権魚種に対する増殖ですから異論はないと思いますが、5ページの在来種の繁殖保護の中に出てくる増殖という言葉はどういう使い方をしているか水産庁に確認したいと思います。在来種が漁業権魚種を前提とした繁殖保護ということであれば、整合がとれる形になりますので、よく確認をとりたいと思います。

沖野会長 よろしいですか。

近藤委員 漁協としては、漁業権魚種以外の繁殖保護も関心がないわけではありませんが、基本的には指示されているのは漁業権魚種の増殖ですよ。基本的には在来種といっても漁業権魚種に関わる在来種と考えざるを得ないんです。その他の魚種まで言っているとは思えない。源流域で自然繁殖した魚が組合員や遊漁者に喜ばれているんです。そういった自然繁殖区域を確保しながら、漁協運営しているという実態があります。

沖野会長 はい、どうぞ。

桐生委員 今の話は以前、水産庁の担当の方から伺ったことがあるんですが、漁業権の区域全体に万遍なく増殖を施せっていう話ではないんですよね。自然繁殖している区域はそのまま放っておいてよい。ただし、漁業権魚種となっている例えばイワナであれば、イワナを他の区域では増殖しなさい。増殖が必要な所はやりなさいということで、区域全体でやりなさいということではないということを知ったことがあります。

沖野会長 はい、どうぞ。

近藤委員 それぞれの漁協で、今のような話がストレートに分かるだろうか。この文章を漁協に送ってこられて、通り一遍の説明で分かるんだろかという気がしますが、今のような説明を全ての漁協にとは申しませんが、必要な漁協から県が説明を求められた時には、出向いて漁協毎に説明していただけるのでしょうか。なかなか難しい問題だと思いますが、事務担当者や組合長にだけ分かっているだけではいけないので、理事、あるいは三役への説明を希望する漁協毎に対応していただけるのでしょうか。

沖野会長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 直近では、来週11月28日に県漁連で開催される漁協組合長会議におきまして、この件についてお話しさせていただきます。疑問等ありましたら、その場でもお受けしますし、持ち帰って個別にお聞きいただいても結構です。ただ、組合内部においては、組合長からお伝えいただくようお願いいたします。また、来年になってからも、事務担当者を対象として、説明会の開催は予定しています。

沖野会長 必要があれば、事務局から出向いて説明に行くということですか。

事務局 全部の漁協、30ありますので、全て来てくれと言われても対応できない場合もありますので、電話等での対応といった形に実際にはなるかと思えます。

沖野会長 要望があれば、あった漁協には対応するということですか。

事務局 疑義の回答はいたします。

近藤委員 組合の役員に対して、組合長が説明しなさい。あるいは事務担当者が説明しなさいとこういう風に言われても、また、電話で疑問点にはお答えしますよと言われても、実際に組合の役員、或いは事務担当者、組合長も疑問点だらけなんです。ですから、各組合で、もちろん必要のないところはいいんですが、漁業権については組合の役員も知っていなければ困るので、それぞれの組合で説明に来てほしいというときは、お出でいただけるのだろうか。それぞれ地方事務所があるわけですから、地方事務所

の担当にお出でいただいて説明していただいてもいいんです。漁業権切替についての研修会などを各漁協で設けて説明に来てほしいというような要望があった際には対応してほしいということです。よろしくお願いします。

沖野会長 はい、事務局。

事務局 基本的には、私共園芸畜産課職員と地方事務所農政課職員の手分け作業になるうかと思えますけれど、地方事務所の職員も10年に1度ですから、法律的な内容まで十分承知しているわけではありませんので、地方事務所の職員だけが出向いてもどこまで説明ができるか不安もあります。一方で30ある漁協を全て園芸畜産課職員が回るということも物理的に難しいこともあります。そこで県漁連等とも相談し、例えば各漁協の理事クラスまで、県内4ヶ所程度にお集まりいただく中で私共が説明させていただくとか、やり方は今後検討させていただきたいと思えます。

沖野会長 よろしく申し上げます。他に。はい、どうぞ。

片野委員 先ほどから問題になっている在来種の繁殖保護なんですが、これが漁業権魚種だけのことなのか、それとも希少種とか生体系も含めて留意しろと言っているのかは確認した方がいいと思えます。意味自体がはっきりしないのはよくないので。より具体的な意味は水産庁に確認した方がいいと思えます。

沖野会長 その辺はよろしく申し上げます。他に。はい、どうぞ。

小澤委員 漁業権に絡んで在来種の保護、増殖義務について議論しているところですが、漁協が一生懸命、稚魚放流等で大変なお金をかけて増殖している中で、外来魚が（その魚を）食べてしまうという状態で、増殖の行為はするけれども結果的には増殖に繋がっていかない。増殖しないから漁業権魚種としないということがルールのようなんですが、増殖することを阻止している外来魚を多少なりとも遊漁者が釣ることによって（駆除の）助けになるのであれば、外来魚を釣らせるということもひとつの考え方であってもよいと思えます。ブラックバスを漁業権魚種としたいという要望に対して、出来ないという回答はよいのですが、今は状況が変わっていると思うんですね。今の時代に見合った方法を何か考えるべきではないかと水産庁にも要望された方がいいのではないかと思います。現場では、ブラックバスを釣る人たちが河川、湖沼に入って我がもの顔で釣っていて、漁場監視員とのトラブルとか、遊漁料を払って釣っている人とのトラブルが絶えないということを耳にしているんですけど。昨今、漁協の遊漁料収入も減ってきたという状況からも、収入増に繋げるという意味からも、料という言葉に語弊があるのであれば、遊漁協力金とか違った名目でも、遊漁をする人には等しく負担いただく必要があるのではないかと考えます。これは、ここで結論が出ることはないと思えますし、県に要望することでもないと思えますが、水産庁への要望として出していただくのはどうかと思えます。

沖野会長 委員会でそういう意見が出たということは伝えることができますと思います。はい、どうぞ。

片野委員 今、千曲川にブラックバスがいると、そこでルアー釣りをしていて、ブラックバスは漁業権魚種ではないけれど、ルアー釣りをすることで釣れるのはバスだけではないわけです。漁業権魚種も釣れるかもしれない。そういったときに遊漁料はとれるんですか。とってはいけないんですか。

事務局 県では従来から、漁業権魚種以外の魚を釣るという名目で、遊漁料を納付しないで釣りをすることを全面的に認めてしまうと、漁業権魚種の混獲による漁業権の侵害を防げない。したがって、漁業権魚種が混獲されると客観的に判断される場合は、遊漁料を納付いただくこととしています。

近藤委員 漁業協同組合の立場で言いますと、(漁業権魚種の)混獲になるからということで、(遊漁料を)とれるんです。とれるんだけれども、(遊漁者に)開き直おられてしまうととれないんです。混獲はしていません。私はブラックバスしか捕っていませんと言われて、でも、混獲もあるだろうと言うとトラブルにはなるんですが、トラブルになってまで、遊漁料をいただくというところまでいかないんです。トラブルになって大騒ぎになってもいいよという覚悟を決めていかなければ、まずとれない。現実にはとれないのが実態です。

片野委員 そこは異論もあるでしょうが、この問題は難しくて、(遊漁料を)とれた方がよいのか、とれない方がよいのかという議論があって、もし、とれてしまうと、漁協の方もブラックバスで儲かるという話で駆除なんかなくなってしまう恐れがあるんです。釣り人がブラックバスを釣ってそれをしめて持ち帰ってくれればいいんだけど、今長野県ではリリース禁止の指示が出されているんですが、十分に守られていない状況ですよ。群馬では、川でのコクチバスが増えていますが、特定の駆除に協力してくれる釣り人たちに、正式に遊漁料を払わなくてもいいから、釣って駆除してくれというグループを作っているんですね。長野県も釣り人みんな敵にするのではなくて、(駆除に)協力してくれるグループを養成する中で、漁協も釣り人もまた、我々もうまくやっていく方向を探るのがいいんじゃないかと思います。ただ、漁業権魚種にするなんてことは、絶対に無理です。外来魚の拡散はかなり広がっていて、特に河川では関東地方、中部地方を中心にかなり広がってしまっていて、千曲川のやなで1年に3,000匹捕れるというような状況です。多摩川ですとか、利根川水系では既にバスが多く生息しており、今より更に拡散する恐れもあるんですね。そういう中で、外来生物法違反、例えばバスの密放流とか、バスを生きのまま展示といった事例も増えてきています。そういったことも考えて、漁業権魚種に指定されることはありえないんですが、もし、協働してくれる人がいるならば、協力を仰いでやっていくしかないんじゃないかと思います。

沖野会長 はい、どうぞ。

桐生委員 過去の水産庁からの通知があって、漁業に深刻な被害がある場合は、外来魚の釣りを制限することができるというものがあつたと思うんですよ。かなり前ですけど。今のところそういう漁場はないと思うんですけど。確認してみてください。

沖野会長 今まで伺ったご意見を事務局の方で、機会をみて水産庁に質問してください。他にいかがでしょう。はい、藤森さん。

藤森委員 諏訪湖も外来魚の駆除に力を入れ、相当お金をかけているんですが、天竜川水系も外来魚、特にコクチバスが多くいて困るということで、諏訪湖と一体となって駆除をやってもらいたいということで、協力しようということでやっているんですが、いずれにせよ、駆除をしなければどんどん増えるんですよ。本来、外来魚の駆除そのものは、国が責任をもってやるべきだと、長野県漁連から提案していますし、全国内水面漁連としてもそういう方向で進めたいと話をしているところです。国がもっと積極的に駆除に当たるということが本来の姿であると思います。それを各漁協が苦しい財政の中で費用を出してやっているというのは、本来の姿ではないんです。その辺を国が直視して、予算をつけて取り組んでいくという形にしていただかないと。釣って駆除していただくというような生半可な数ではないんです。そういうところを十分理解いただいて、長野県としてもそういう方向で取り組んでいってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

沖野会長 はい、どうぞ、近藤さん。

近藤委員 外来魚をルアーで釣っていることだけが問題ではなく、外来魚を釣っている人たちのマナーが悪く現場トラブルが多いです。もう一つは、ほとんどすべての農業用ため池に外来魚が入ってしまっている。増水すれば（下流の河川に）流れて来てしまう。手のつけられない状態に現状でなっている。それを各組合や各ブロックで対応するとかいった次元ではない。国、行政が本気になってなんとかするという姿勢にならないとどうにもならないと思います。県でも水産庁にしっかり働きかけてほしいと思います。

沖野会長 はい、どうぞ。

片野委員 うち、独立行政法人で、水産庁のいろいろな事業に関わってしまして、私も外来魚対策のリーダーをずっとやっています。国がどれだけやれるかどうかということなんですが、かつて7～8年前は外来魚関係の駆除研究予算は、5,000万円くらいあつたと思うんですが、今の事業費は、全部の県を合わせて700万円くらいとどんどん減っています。今、国が何に力を入れているかといいますと、三分の二くら

いは放射能関係で、モニタリング等の予算が非常に大きくて東北の水産研究所はそれで手一杯です。今年になっての最大の問題はウナギであって、ウナギ関係の予算はかなり多い。カワウとか外来魚については、非常に縮小されている状況ですね。それから、アユについては、今年琵琶湖産のアユの産卵が非常に悪いということで、若干強化の方向にはあるんですけど、外来魚についてはなかなか望めないというのが実態です。（国では、）海面に比べて内水面はあまり重要ではないと思われている。長野県はまだ、水産試験場が充実していますが、他の県はどんどん人員削減されていて、内水面を3人くらいでやっている所が多いんです。水産研究所も内水面部門はどんどん減少してまして、私のいる上田もかつては20～30人いたんですが、来年4月からは、研究は2人だけです。そういうことで、内水面漁業に携わる方も、国、県の研究体制を充実させるよう引き続き要望していただきたいと思います。それから、県下の外来魚の状況は、絶望的ではあるんですが、東信地区のため池は、かなりの部分の池は県あるいは当方の駆除で、外来魚は減っています。オオクチバス、コクチバスのいるため池は半分以下になっていると思います。そういったことで、オオクチバス等がため池から流れてくることは減っていると思うんですが、コクチバスは河川で増殖するものですから、一度入ってしまうとどんどん増え続けるんですね。そのコクチバス対策をどうするかということが次の問題となっているかと思います。今後、河川の漁協に非常に負担になることを危惧しています。

沖野会長 はい、ありがとうございます。内水面については長野県がどんどん意見を出していく必要があるかと思います。そのとき外来種の問題も是非出していただければと思います。

次に、資料3の説明を事務局お願いします。

事務局 （資料3により漁業権の制限又は条件について説明及び事務局案を提示。）

沖野会長 協議事項は資料2ページ一番下のところ、H25案のところよろしいですか。

事務局 はい。

沖野会長 今まであったところをいくつか削除して、その他の中身はほぼ同じものを次回の免許の制限又は条件にということですか。もう（区画漁業権に係る）諏訪湖漁協には協議いただいたようですが、今日中に（委員会で）協議して結論を出さなくてもいいんですね。先ほど来のご意見と本日の資料をお持ち帰りいただいて、前半説明のあった資料1、2をもう一度よくご覧いただいた上で、次回協議して決めるということでしょうか。事務局の方はそれでよろしいでしょうか。

事務局 はい、それで構いませんが、もし今日の時点で、ご質問とかご意見とかありましたら、それを踏まえて次回にはお答えできるようにしたいと思いますので、お願いします。

沖野会長 はい、それでは今日結論は出さないということで、ご意見、ご質問があればどうぞ。(資料3の)3ページで山梨県の河口湖、山中湖、西湖は、オオクチバスの管理について書いてありますが、野尻湖にはこれは関係ないですか。

事務局 山梨県の河口湖等では、(外来生物法施行前から)オオクチバスが漁業権魚種となっているため、このような制限又は条件が付けられています。

沖野会長 野尻湖の場合は、漁業権魚種ではないから違う？

事務局 はい。

沖野会長 何か、ご質問等ありましたら。

近藤委員 ずっと「治水上必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと。」というのがあるって、平成15年に「治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと。」と変わっているんですが、これの指針のようなものはあるんでしょうか。漠然とこれだけなんです。これで各漁協が対応してるはずなんです。この内容について具体的な指針というものは、県の方で持っているんでしょうか。そこら辺がトラブルの元にもなると思うんですが。

沖野会長 事務局いかがでしょう。

事務局 特に指針は定められておりません。ケースバイケース、事例毎の対応となっています。この前の(県漁連の)請願もありましたけれど、以前は河川管理者等とあまり話がなかったようですが、工事を行う前に影響のある方々と話し合っ解決していくようになってきていると思います。

沖野会長 はい、近藤さん。

近藤委員 河川管理者の方で指針を持っているかどうか疑問なんです。実態は(請負)業者との話し合いをしてくださいということなんです。業者と漁協で話をしてくださいということが現状です。業者対応になると、工事費に関わってくるので、例えば大規模な瀬替えがあったり、様々な漁業権に関わってくる問題も出てくるのですが、既に請けているので、予算、お金がなくて対応いただけないことがあります。では、私たちが漁協として持ち出ししなければいけないのか。指針がないので業者も困ってしまう。県は安く(工事を)やれということでしょうが、なんの指針もないので絶えずトラブルが発生してしまう。発注者側の責任で説明をしてくださいと申しました。そこが解決されていない。県として何等かの指針を持っていないといけないと思うんですが、その辺いかがでしょう。



沖野会長 はい、これはご意見としてお伺いするようにします。他にいかがでしょうか。  
よろしいでしょうか。それでは、今回結論は出さずに次回に繰り延べにします。  
次は「野尻湖からの逸出魚の状況調査について」事務局からお願いします。

事務局 （資料4により、平成24年度の調査結果、東北電力㈱への調査依頼の状況報告。）

沖野会長 何かご質問ありますでしょうか。（池尻川発電所の放水口でブラックバス等がタービンを通過しているか）釣りができるとよかったです、目視ならいいということですが、いかがでしょうか。調査については、漁協にも日誌をつけていただくことになっていますよね。それはチャンとつけていただいている？

事務局 はい、つけていただいています。

沖野会長 それでは、その他で何か事務局から。

事務局 （資料5により淡水魚の放射性物質検査結果について報告。）

沖野会長 何かご質問ありますか。

委員一同 なし。

沖野会長 幸いに（基準値を超える放射性物質は）出ていない。

それでは、議事の方はこれで終わりということですが、委員の皆さんからご意見等ありましたらお願いします。

田中委員 先日、天竜川のコクチバスが激増し、釣り大会を開いたという新聞記事がありました、県の方でその後の状況とかの情報が入っていましたら教えていただきたいと思えます。

沖野会長 事務局いかがでしょう。

事務局 釣り大会の情報については、今持ち合わせていませんが、県内のコクチバスの分布の状況につきましては、水産試験場と情報交換しまして、千曲川、木崎湖、天竜川などの水域ではコクチバスがいると報告を受けています。

事務局 すみません。補足なんです、（釣り大会での捕獲）量については、新聞に出ていましたが、今は持ち合わせていません。ですが、捕った魚につきましては、水産試験場の諏訪支場が持ち帰りまして、胃内容物とか、体長、体重などを測定するということでした。更に、川における電気ショッカーでの採捕ができないかと水産試験場

で研究しているのですが、それを利用して天竜川でもできないかと試してみたと聞いています。以上です。

沖野会長 はい、藤森さん

藤森委員 諏訪湖（漁協所有）の電気ショッカー船で天竜川でもやりたいと話がありましたが、諏訪湖の船では大きすぎて多分使えないかなと思います。今、小さい河川でも使える、手漕ぎ用ボートに載せられるような電気ショッカーを作ろうと研究していますので、もし、それがうまくいけば使っていただいてもいいかなと考えています。これは、コンパクトでライトバンでも運べるようになると思います。

片野委員 今、長野県の水試が開発しているのは、長いロープに端子をいくつも付けて、要するに電気曳き縄というものなんですね。例えば20mとか30mのロープに端子をいくつも付けてそれを引っ張ってやる。川に特化したもので、もう完成して、この間も上小の湯川、三川、農具川でやったりして成果が上がってきています。ただ、天竜川は相当流速があるし、電気で浮いた魚を回収できるかどうかという問題があるので、難しいとは思いますが。新しい手法は開発しているんですが、何分繁殖力がすごくて、川で捕りきったという例はないんですが、何もしなければもっとひどくなるので、それが大きな問題なんですよ。

沖野会長 他によろしいでしょうか。それでは、これで議事は終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。それでは、後は事務局にお願いします。

（事務局から情報提供）

事務局 本日はお忙しい中、長時間にわたりご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして第211回長野県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

議事録署名委員 三 枝 守 ㊟

議事録署名委員 名 取 清 ㊟